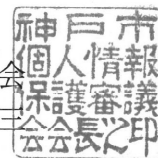


答 申 第 972 号  
令和 3 年 11 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 1 日付け神こ家第 4098 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

児童扶養手当受給者への食育に関するアンケート調査の実施について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 こども家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当受給者情報を利用して、食生活状況等に関するアンケート調査を実施することは、新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けたひとり親家庭の食生活状況の把握が可能となるとともに、今後の効果的な施策の展開に繋げることが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

児童扶養手当受給者への食育に関するアンケート調査の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 972

【児童扶養手当受給者情報項目】

氏名（漢字・カナ）

住所

郵便番号